

## 監 事 監 査 報 告 書

令和5年5月17日

学校法人広島女学院  
理事長 中川日出男 様

学校法人広島女学院

監事 藤井 徳   
監事 高橋 義則 

私たちは、私立学校法第37条第3項の規定及び学校法人広島女学院寄附行為第12条の規定に基づき、学校法人広島女学院の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況または理事の業務執行の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）と連携し、計算書類につき検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人広島女学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細書及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と一致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務及び財産または理事の業務執行の状況に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。